

**= Q & A =**

★働きかけ規制関係

**Q** 1 「営利企業等」とは？

**A** 営利企業に加えて、非営利法人(国、地方公共団体等を除く。)のことをいいます。このため、公益法人、NPO法人等も含まれます。

**Q** 2 「子法人」とは？

**A** 営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人のことです。

**Q** 3 働きかけ規制の対象となる「職員」であった者とは？

**A** 一般職に属する職員(嘱託・臨時職員等を除く。)です。特別職である市長や副市長などは含まれません。

**Q** 4 「再就職者」とは？

**A** 職員であった者で、離職後に営利企業等に就職した者です。

**Q** 5 契約等事務とは？

**A** ①再就職者が在籍している営利企業等と新発田市との間で締結される契約、②営利企業等に対する処分に関する事務、のことです。

**Q** 6 「処分」とは？

**A** 行政手続法第2条第2項に規定する処分であり、行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為のことです。

**Q** 7 「要求又は依頼」とは？

**A** 契約事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問(情報提供の要求)も規制の対象となります。なお、働きかけの内容が、不正か否かは問いません。

**Q** 8 契約や処分に関する働きかけであれば、「不正な行為」を求めるものでない働きかけでも禁止されるのか？

**A** 不正な行為を求めるものでなくても、契約や処分に関する働きかけは禁止されます。これに該当した場合は過料の対象となります。なお職務上不正な行為を働きかけた場合(又は相当な行為をしないように働きかけた場合)には、刑罰(懲役又は罰金)の対象となります。

**Q** 9 新発田市との間で、既に再就職先の営利企業等が締結した契約に基づき代金の支払を請求したり、新発田市から委託を受けている調査事務について打ち合せをしたりすることなども禁止か？

**A** 禁止ではありません。再就職者による働きかけ規制については、次の場合は禁止されていません。

- 行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するため。
- 法令、市との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合
- 法令に基づく申請・届出を行う場合
- 一般競争入札等による契約を締結するため必要な場合
- 法令又は慣行により公開(が予定)されている情報の提供を求める場合
- 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として「再就職者による依頼等の承認申請書」を任命権者へ提出し、承認を受けた場合

**Q** 10 再就職者から働きかけを受けた場合は、どうしたらよいか？

**A** 働きかけを受けた者は、公平委員会へ届け出なければなりません。

**Q** 11 罰則とは？

**A** 働きかけは10万円以下の過料、不正な行為の場合は、働きかけをした元職員に、それに応じた職員とも、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。

**Q** 12 自らが決定した契約・処分の「自らが決定した」とは、どのような場合か？

**A** 契約又は処分に関して、最終的な決裁者として決裁を行った場合(最終決裁権者)となっている場合のことです。

## ★再就職情報の届出関係

**Q** 13 再就職情報の届出の対象者は？

**A** 一般職に属する職員のうち(嘱託・臨時職員等を除く。)であった者のうち、課長級以上の職の経歴がある者です。

**Q** 14 再就職について届け出た後、離職後2年以内に再就職先を退職した場合は届出が必要か？

**A** 再就職先を退職した場合についても、そのことを届け出る必要があります。なお、その後に再度就職した場合には、当市を離職後2年以内であれば、その再就職情報を届け出る必要があります。また、再就職情報として届け出た内容に変更があった場合も、離職後2年以内であれば届け出る必要があります。

**Q** 15 届出が必要な場合とは？

**A** ①営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)、②営利企業の地位に就いた場合、です。なお、以下の場合には届出の必要はありません。

- 営利企業以外のすべての団体へ再就職した場合であって、報酬を得ない場合
- 営利企業以外のすべての団体へ再就職した場合であって、採用日から起算して1年間の報酬が103万円以下の場合
- 日々雇い入れられる者である場合
- 新発田市に採用された場合(雇用形態は問いません。)
- 任命権者の必要に応じて地方公務員又は国家公務員となった場合

**Q** 16 届出が義務付けられている期間は？

**A** 職員を離職後2年間のため、平成26年度から対象です。

**Q** 17 「日々雇い入れられる者」とは？

**A** 任期を1日とし、日々更新されることにより雇用される者です。

**Q** 18 届出書はいつまでに出すのか？

**A** 事実が発生した場合は「速やかに」届け出ることとなっています。